

平成 25 年度出雲市ーフィンランド共和国カラヨキ市相互派遣交流事業 (第 13 回 交 流 の 架 け 橋 事 業) 実 施 要 綱

1. 目的

出雲市とフィンランド共和国カラヨキ市の中学生・高校生を互いに派遣しあい、ホームステイ等をしてしながら、それぞれの地域の現状や暮らし等を視察研修させ理解を深める。また親善交歓を通じて、国際感覚豊かな人材育成により青少年活動の活性化を図る。

2. 主催

出雲市、NPO 法人出雲フィンランド協会、フィンランド共和国カラヨキ市

3. 事業の概要

(1) 出雲市からフィンランド共和国カラヨキ市への派遣

【派遣期間】

平成 25 年 8 月 14 日 (水) ~ 24 日 (土)

【派遣団】

団長 1 名、管理団員 1 名、通訳 1 名

一般団員 出雲市在住の中学生 10 名・高校生 2 名

団長、管理団員は市長、協会理事長が指名する。一般団員は別紙「平成 25 年度出雲市ーフィンランド共和国カラヨキ市相互派遣交流事業(第 13 回交流の架け橋事業) 団員募集要領」により募集し決定する。

【派遣先での活動】

フィンランド共和国カラヨキ市における学校生活、自然体験、文化活動等を通じ、教育文化の現況について理解を深めるための視察研修を行う他、ホームステイを行い一般家庭生活を体験する。また、現地生徒や各種団体等との交流等を通じて相互理解を深める。

現地における活動(行動)、ホームステイ等は、上記の目的を達成するために、フィンランド共和国カラヨキ市で計画したものによって行う。

(2) フィンランド共和国カラヨキ市から出雲市への招致

【招致期間】

平成 25 年 10 月中旬~下旬 (10 日間程度)

【招致団】

団長 1 名、一般団員 (カラヨキ市在住の中高校生) 10 名程度

[招致団については、フィンランド共和国カラヨキ市で決定する。]

【出雲市内での活動】

出雲市内におけるボランティア活動(福祉活動を含む)、学校生活、環境保全の教育と現況について理解を深めるため、社会福祉、教育、環境等に関する視察研修を行う他、ホームステイを行い一般家庭生活を体験する。また、市内中高生や各種団体等との交流等を通じて相互理解を深める。

当地における活動(行動)、ホームステイ等は、上記の目的を達成するために、出雲市及び NPO 法人出雲フィンランド協会で計画したものによって行う。

また、このため派遣事業参加者はホームステイの受け入れの協力を行う。

4. 事前研修等

ア. 出雲市からの派遣団員に対する研修

団員としての心構え及びカラヨキ市の事情等について必要な研修を行う。また帰国後、報告書の作成や研修の成果を事後活動に反映させるための研修を行う。

イ. フィンランド共和国カラヨキ市からの招致団員に対する研修

団員としての心構え及び出雲市の事情等について必要な研修をフィンランド共和国カラヨキ市で行う。

5. 費用の負担

出雲市からフィンランド共和国カラヨキ市への派遣

① 派遣に要する費用は次のとおり負担する。

団員は、補助金を除いて15万円程度

派遣に要する費用の1/2をNPO法人出雲フィンランド協会より補助する。但し、補助金の上限を15万円とする。出発前に15万円（派遣に要する費用の1/2程度）を支払うものとする。帰国後、派遣に要する費用の総額を精算する。（派遣に要する費用とは、国際線航空運賃、空港税及び施設使用料、燃油サーチャージ、国内及びヘルシンキ市内移動旅費、関西空港周辺とヘルシンキ市内における宿泊費及び食費等）なお、パスポート取得費用、旅行保険、訪問先への土産等については、別途個人負担とする。

**過去に当協会の補助金により本事業に参加された方は、同補助金を受け
る事ができません。**

② 本人の責に帰すべき疾病または事故による治療費、入院費用等は個人負担とする。

6. 帰国後の活動

派遣団員、招致団員は、視察・研修等の成果を活かし、出雲市、出雲フィンランド協会及びフィンランド共和国カラヨキ市が行う国際交流事業やその他の青少年活動に積極的に参加・協力するものとする。

また、フィンランド共和国カラヨキ市から訪問団を招致する際、ホームステイ受け入れの協力及び交流活動に参加する。

7. 注意事項

(1) 派遣期間中は、原則として個人的な行動は認められない。

(2) 事前研修及び派遣期間中に生じた負傷、疾病については、自己責任とする。

8. 問い合わせ先

出雲市役所総合政策部政策企画課国際交流室 TEL 21-6576 FAX 21-6729

NPO法人出雲フィンランド協会 TEL/FAX 86-2928

平成 25 年度出雲市-フィンランド共和国カラヨキ市相互派遣交流事業
(第 13 回 交流の架け橋事業) 団員募集要領

1. 募集人員 中学生 10 名、高校生 2 名

2. 応募資格

- (1) 出雲市内に住所を有する中学生、高校生
- (2) 帰国後活発な国際交流活動その他青少年育成活動を行うことが期待できる者
で、視察研修の成果を学校、地域において積極的に生かし、郷土の発展に寄与
できる者
- (3) 心身ともに健康で協調性に富み、事前研修、出発準備から帰国後の整理まで、
派遣計画に従って規律ある研修及び団体生活のできる者
- (4) 同年 10 月にフィンランド共和国カラヨキ市から訪問団を招致する際、ホーム
ステイ受け入れの協力及び交流活動に参加できる者

3. 応募締め切り

平成 25 年 5 月 17 日 (金)

4. 提出書類及び提出先

団員に応募しようとする者は、3. に定める応募締め切りまでに、次の書類を学校
を通じて、出雲市総合政策部政策企画課国際交流室または NPO 法人出雲フィンランド
協会へ提出しなければならない。

- (1) 平成 25 年度出雲市-フィンランド共和国カラヨキ市相互派遣交流事業団員参加申
込書 (様式 1)
- (2) 保護者の応募承諾書 (様式 2)
- (3) 作文

ア. テーマ「第 13 回交流の架け橋事業に応募して」

(団員として参加することになった場合、その活動の中で何をしたいか、帰国後
その体験をどのように活かすかという点を中心に記述すること)

イ. 400 字詰原稿用紙 3 枚程度 (概ね 1,000 字) で縦書きとする。

5. 団員の決定等

選考方法

団員の選考は、提出書類の審査、選考試験により、協会理事長、市長が決定をする。

選考試験日程 平成 25 年 5 月 26 日 (日) 午後 (時間は応募締切日以降通知)

選考試験会場 多伎コミュニティセンター

選考試験方法 作文・面接 (日本語及び英語によるコミュニケーション能力)

団員決定後の取消

ア. 団員に決定した後において、団員として不適当と認められる事由があった場合
には、出発前・後を問わず団員としての資格を取消す。出発後の取消は団長がこれ
を行う。その場合、航空券等の予約取消料は個人負担する。

イ. 出発後に団員としての資格を取り消された者の帰国に要する経費等は個人負担
とする。

6. 自己負担金

カラヨキ市訪問にあたり、一人あたり 15 万円程度の負担が必要となる見込。また、
パスポート取得費、旅行保険、お小遣いなどは別途自己負担とする。

※ 過去に当協会の補助金により本事業に参加された方は、同補助金を受ける事ができ
ません。

また応募者多数の場合、出雲市の補助金によりサンタクララ市への渡航経験のない
方を優先とさせていただきますので、ご了承ください。

(様式1)

平成25年度出雲市ーフィンランド共和国カラヨキ市相互派遣交流事業
(第13回交流の架け橋事業) 参加申込書

平成 年 月 日

出雲市長 様

NPO 法人出雲フィンランド協会 理事長 様

平成25年度出雲市ーフィンランド共和国カラヨキ市相互派遣交流事業(第13回交流の架け橋事業)実施要綱及び団員募集要領の内容を理解し下記のとおり参加申込みします。

(記)

参加申込者氏名	ふりがな -----	性別	
学 校 名		学年	
保 護 者 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日 生		
住 所	〒 -		
電 話 番 号			
海 外 渡 航 歴 (直近のものを記入)	(訪問国) (目的) (期間)		
市及び協会の補助金による海外渡航歴の有無	有 ・ 無	(訪問国)	
特 技 等	(語 学) (スポーツ) (文化芸能) (その他) ※交流に役立つもの		

(様式2)

平成25年度出雲市ーフィンランド共和国カラヨキシ市相互派遣交流事業
(第13回交流の架け橋事業) 保護者承諾書

平成25年度出雲市ーフィンランド共和国カラヨキシ市相互派遣交流事業(第13回交流の架け橋事業)実施要綱及び団員募集要領の内容を理解し、下記注意事項をよく守り、

_____(生徒氏名)_____が派遣団員として参加することを承諾します。

また、選考試験においては、選考結果に従うことを承諾します。

記

注意事項

派遣期間中は、原則として個人的な行動は認められない。

事前研修及び派遣期間中に生じた負傷、疾病については、自己責任とする。

平成25年 月 日

保護者 _____(住所)

_____(氏名)_____ 印

_____(連絡先)

生徒 _____(氏名)

出雲市長 様

NPO 法人出雲フィンランド協会 理事長 様